

富士宮市下水道マンホール蓋のデザイン使用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、富士宮市下水道マンホール蓋のデザイン(以下「デザイン」という。)を使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、本市の下水道に対する市民等の理解と関心を高め、本市のイメージの向上に寄与することを目的とする。

(デザインの定義)

第2条 デザインは別図のとおりとする。

(デザインの使用)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用承認申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市が主催又は共催する事業において使用するとき。
- (2) 国又は他の公共団体が公共の目的で使用するとき。
- (3) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) 個人が非営利の目的で情報発信をするために使用するとき。
- (6) その他市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査してその適否を決定し、富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用承認通知書(第2号様式)又は富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 市長は、当該申請にかかるデザインの使用が次のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認めら

れるとき。

- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標や意匠等として独占的に使用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

3 市長は、承認に際し、必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更)

第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は承認された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用変更承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査してその適否を決定し、富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用変更承認通知書（第5号様式）又は富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用変更不承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(使用の報告)

第6条 使用者は、デザインを使用して製作物を作成した場合には、速やかに、富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用実績報告書（第7号様式）及び製作物の完成品を1部提出しなければならない。ただし、製作物の提出が困難であるときは、その形状が分かる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

(使用料)

第7条 デザインの使用料は無料とする。

(第三者に対する承認)

第8条 市長は、使用者にかかる製作物と同一又は類似の物品等について、使用者以外の者から富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用承認申請書の提出があったときには、その承認をすることができる。この場合において、使用者は、市長に対して、その承認について何らの

異議をのべることはできない。

(権利設定の禁止)

第9条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 この要領による承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、かつ、使用者や製作物について本市が推奨するものではない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、デザインの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途にのみ使用し、市長の指示する使用条件に従うこと。

(2) 定められた形状を正しく使用し、デザインの改変をしないこと。

(承認の取消し)

第11条 市長は、デザインの使用がこの要領又は承認の内容に違反していると認められる場合は、当該承認を取り消し、その使用を差し止め、又は必要な指示等を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による差し止め又は承認の取消しを受けた者に対して、製作物の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第12条 市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

(1) 前条の規定による請求等、承認の取消し及び製作物の回収並びにデザインの使用に関し、使用者に生じた損害又は損失。

(2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、デザインを使用する際の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和元年12月24日水道部長決裁）

この要領は、水道部長決裁の日から施行する。

別図

① さくやちゃん



② にじます



③ 逆さ富士



第1号様式（第3条関係）

富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用承認申請書

年 月 日

富士宮市長 様

住 所

申請者 名 称 (団体・法人名)

代表者

富士宮市下水道マンホール蓋デザインの使用について、富士宮市下水道マンホール蓋のデザイン使用に関する取扱要領第3条の規定により、次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使用するデザイン	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
使 用 方 法 ・ 使 用 場 所 等	
製 作 数 量 ・ 印 刷 枚 数 等	
添 付 書 類	1 使用に際しての企画書等、使用内容がわかるもの 2 その他
連 絡 先	担 当 者 名
	電 話 番 号
	e-mail

第2号様式（第4条関係）

富下第 号

年 月 日

富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用承認通知書

様

富士宮市長



年 月 日付けで申請のあった富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用について、次のとおり承認したので通知します。

承認番号	
使用するデザイン	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
使用条件	デザインの使用にあたっては、富士宮市下水道マンホール蓋のデザイン使用に関する取扱要領を遵守すること。

第3号様式（第4条関係）

富下第 号
年 月 日

富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用不承認通知書

様

富士宮市長



年 月 日付けで申請のあった富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用
について、次のとおり不承認としたので通知します。

1 不承認の理由

第4号様式（第5条関係）

富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用変更承認申請書

年 月 日

富士宮市長 様

住 所

申請者 名 称 (団体・法人名)

代表者

年 月 日付け富下第 号（承認番号 ）で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

変 更 内 容	(変更前)
	(変更後)
変 更 理 由	
連 絡 先	担 当 者 名
	電 話 番 号
	e-mail

第5号様式（第5条関係）

富下第 号

年 月 日

富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用変更承認通知書

様

富士宮市長



年 月 日付けで申請のあった富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用の変更について、次のとおり承認したので通知します。

変 更 前	
変 更 後	
使 用 条 件	デザインの使用にあたっては、富士宮市下水道マンホール蓋のデザイン使用に関する取扱要領を遵守すること。

第6号様式（第5条関係）

富下第 号
年 月 日

富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用変更不承認通知書

様

富士宮市長



年 月 日付けで申請のあった富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用
の変更について、次のとおり不承認としたので通知します。

1 不承認の理由

第7号様式（第6条関係）

富士宮市下水道マンホール蓋デザイン使用実績報告書

年 月 日

富士宮市長 様

住 所

申請者 名 称 (団体・法人名)

代表者

富士宮市下水道マンホール蓋デザインの使用実績について、次のとおり報告します。

承認番号		
使用目的		
使用方法		
製作数量		
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	e-mail	

※製作物の完成品を1部（1品）提出してください。製作物の提出が困難であるときは、その形状、寸法が分かる写真を提出してください。